

公共下水道水質等調査業務  
仕様書

大津市企業局 下水道事業部 下水道計画課



# 公共下水道使用事業場水質測定業務仕様書



## 第1章 総 則

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、公共下水道使用事業場水質測定業務に適用する。

(目的)

第2条 この業務は、公共下水道の施設及び機能を保全し、終末処理場からの放流水の水質を適正に保つことを目的とする。

(一般的遵守事項)

第3条 受託者が委託業務を実施するに当たり遵守すべき事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 常に天津市の代行者であることを自覚し、厳正に委託業務を行うこと。
- (2) 関連する法令等を遵守すること。

(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

第4条 天津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、報告するものとする。  
また、受託者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む。）がある場合は、その者に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

(疑義の解決)

第5条 委託業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ解決するものとする。

(定めのない事項)

第6条 本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ処理するものとする。

## 第2章 実施要領

(委託業務の場所)

第7条 委託業務の場所は、別表1「公共下水道使用事業場水質測定」のとおりとする。

(委託業務の内容)

第8条 受託者は、本仕様書に基づいて、次の各号に定める業務を実施するものとする。なお、調査日及び回数は、委託者の指示によるものとする。ただし、委託者のみが調査にあ

たる場合は、調査に必要なサンプリング容器、採水器等の資材を事前に提供し、持ち込まれた試料の水質分析を行うものとする。

- (1) 採水の場所については、別紙水質測定要領第1項により実施するものとする。
- (2) 採水の方法については、別紙水質測定要領第2項により実施するものとする。
- (3) 試料の測定方法については、別紙水質測定要領第4項により実施するものとする。
- (4) 測定項目については、別表1「公共下水道使用事業場水質測定」に指示する項目により実施するものとする。

(主任技術者、技術者及び計量管理者)

第9条 受託者は、主任技術者及び技術者をもって秩序正しい委託業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

- 2 主任技術者は、委託業務の全般にわたり技術監理を行わなければならない。
- 3 受託者は、委託業務の進捗をはかるため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- 4 当該業務に配置する技術者にあつては、受託者と直接雇用関係にある正規雇用労働者であるとともに、直接雇用関係が3か月以上ある者であること。
- 5 環境計量士（濃度）を常勤による雇用形態で1名以上計量管理者として配置し、以下の計量管理を実施できる立場におくこと。

- (1) 計量器の整備
- (2) 計量の正確の保持
- (3) 計量方法の改善
- (4) 適正な計量の実施を確保するために必要な措置

(従業員の健康状態の確認)

第10条 受託者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。

- 2 高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時には、委託者は受託者に対して大津市庁舎への立入りを禁止する等必要な措置を指示することができる。

(提出書類)

第11条 受託者は、委託業務の着手に当たって、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者及び現場責任者届
- (3) 主任技術者及び現場技術者の雇用証明書
- (4) 実施計画書
- (5) 計量証明事業登録証及び計量士登録証の写し
- (6) 個人情報取扱いの管理及び実施体制を示す書類

2 毎調査日から30日以内に、分析結果（大津市企業局が指定する様式、別紙様式1）及び水質測定結果報告書（計量証明書；A4版）を電子データとして提出すること。

(帳簿類の整理保管)

第12条 受託者は、次の各号に掲げる書類等を備え付け、これを整理保管しなければならない。

- (1) 実施計画書
  - (2) 指示書、協議書及び打合せ議事録
  - (3) 監理記録簿（日報及び月報）
  - (4) その他委託業務に関する必要書類
- （許可申請）

第13条 受託者は、委託業務に必要な許可申請に関する事務を遅滞なく行わなければならない。

（打合せ及び協議）

第14条 打合せ及び協議には、主任技術者が必ず出席しなければならない。日時及び場所については、委託者及び受託者がその都度協議して決定するものとする。なお、業務開始にあたっての打合せには、当該業務に従事する技術者も出席するものとする。

2 打合せは議事録をとり、内容を明確にしてその都度、委託者、受託者両者が確認しなければならない。

（監理記録簿）

第15条 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第8条各号に掲げる事項及びその他重要な事務について、監理記録簿に記入しなければならない。

（変更及び一時中止）

第16条 受託者は、委託業務の内容若しくは委託期間の変更又は委託業務の一時中止の必要が生じたときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、災害等緊急事態が生じたときは、受託者は必要な措置を講ずることができる。

2 前項ただし書の場合においては、受託者はその措置の顛末を速やかに委託者へ報告しなければならない。

（業務の報告）

第17条 受託者は、次の各号に掲げる事態が生じたときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 委託業務が、計画どおり進捗せず、契約の履行が危ぶまれるとき。
- (2) 委託業務の場所において、委託業務に関連して第三者から苦情が生じたとき。
- (3) 委託業務の場所において、災害、事故が発生したとき。

（成果物の提出）

第18条 受託者は、委託業務が完了したときは、次の各号に定める書類を提出し、委託者の審査を受けなければならない。

- (1) 水質測定結果報告書（計量証明書；A4版）
- (2) 委託業務完了届
- (3) 指示書、協議書及び打合せ議事録
- (4) 委託業務写真集
- (5) その他委託業務に関する必要書類

2 前項第1号に規定する水質測定結果報告書は、全ての委託業務が完了した場合のほか、各事業場の水質測定の完了次第、随時報告するものとする。

(委託業務の完了)

第19条 委託業務は、成果物の検査に合格し、これを委託者に引き渡したときに完了するものとする。ただし、委託業務完了後においても、監理監督に起因する問題が生じた場合には、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

## 排水設備設置義務免除下水水質測定業務仕様書



## 第1章 総 則

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、排水設備設置義務免除下水水質測定業務に適用する。

(目的)

第2条 この業務は、排水設備設置義務免除許可事業者からの放流水の水質を適正に保ち、公共用水域の水質を保全することを目的とする。

(一般的遵守事項)

第3条 受託者が委託業務を実施するに当たり遵守すべき事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 常に天津市の代行者であることを自覚し、厳正に委託業務を行うこと。
- (2) 関連する法令等を遵守すること。

(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

第4条 天津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、報告するものとする。  
また、受託者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む。）がある場合は、その者に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

(疑義の解決)

第5条 委託業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ解決するものとする。

(定めのない事項)

第6条 本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ処理するものとする。

## 第2章 実施要領

(委託業務の場所)

第7条 委託業務の場所は、別表2「排水設備設置義務免除下水水質測定」のとおりとする。

(委託業務の内容)

第8条 受託者は、本仕様書に基づいて、次の各号に定める業務を実施するものとする。なお、調査日及び回数は、委託者の指示によるものとする。ただし、委託者のみが調査にあたる場合は、調査に必要なサンプリング容器、採水器等の資材を事前に提供し、持ち込ま

れた試料の水質分析を行うものとする。

- (1) 採水の場所については、別紙水質測定要領第 1 項により実施するものとする。
- (2) 採水の方法については、別紙水質測定要領第 2 項により実施するものとする。
- (3) 試料の測定方法については、別紙水質測定要領第 4 項により実施するものとする。
- (4) 測定項目については、別表 2「排水設備設置義務免除下水水質測定」に指示する項目により実施するものとする。

(主任技術者、技術者及び計量管理者)

第 9 条 受託者は、主任技術者及び技術者をもって秩序正しい委託業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

- 2 主任技術者は、委託業務の全般にわたり技術監理を行わなければならない。
- 3 受託者は、委託業務の進捗をはかるため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- 4 当該業務に配置する技術者にあつては、受託者と直接雇用関係にある正規雇用労働者であるとともに、直接雇用関係が 3 か月以上ある者であること。
- 5 環境計量士（濃度）を常勤による雇用形態で 1 名以上計量管理者として配置し、以下の計量管理を実施できる立場におくこと。

- (1) 計量器の整備
- (2) 計量の正確の保持
- (3) 計量方法の改善
- (4) 適正な計量の実施を確保するために必要な措置

(従業員の健康状態の確認)

第 10 条 受託者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。

- 2 高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時には、委託者は受託者に対して大津市庁舎への立入りを禁止する等必要な措置を指示することができる。

(提出書類)

第 11 条 受託者は、委託業務の着手に当たって、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者及び現場責任者届
- (3) 主任技術者及び現場技術者の雇用証明書
- (4) 実施計画書
- (5) 計量証明事業登録証及び計量士登録証の写し
- (6) 個人情報取扱いの管理及び実施体制を示す書類

2 毎調査日から 30 日以内に、分析結果（大津市企業局が指定する様式、別紙様式 2）及び水質測定結果報告書（計量証明書；A 4 版）を電子データとして提出すること。

(帳簿類の整理保管)

第 12 条 受託者は、次の各号に掲げる書類等を備え付け、これを整理保管しなければならない

ない。

- (1) 実施計画書
- (2) 指示書、協議書及び打合せ議事録
- (3) 監理記録簿（日報及び月報）
- (4) その他委託業務に関する必要書類  
（許可申請）

第13条 受託者は、委託業務に必要な許可申請に関する事務を遅滞なく行わなければならない。

（打合せ及び協議）

第14条 打合せ及び協議には、主任技術者が必ず出席しなければならない。日時及び場所については、委託者及び受託者がその都度協議して決定するものとする。なお、業務開始にあたっての打合せには、当該業務に従事する技術者も出席するものとする。

2 打合せは議事録をとり、内容を明確にしてその都度、委託者、受託者両者が確認しなければならない。

（監理記録簿）

第15条 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第8条各号に掲げる事項及びその他重要な事務について、監理記録簿に記入しなければならない。

（変更及び一時中止）

第16条 受託者は、委託業務の内容若しくは委託期間の変更又は委託業務の一時中止の必要が生じたときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、災害等緊急事態が生じたときは、受託者は必要な措置を講ずることができる。

2 前項ただし書の場合においては、受託者はその措置の顛末を速やかに委託者へ報告しなければならない。

（業務の報告）

第17条 受託者は、次の各号に掲げる事態が生じたときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 委託業務が、計画どおり進捗せず、契約の履行が危ぶまれるとき。
- (2) 委託業務の場所において、委託業務に関連して第三者から苦情が生じたとき。
- (3) 委託業務の場所において、災害、事故が発生したとき。

（成果物の提出）

第18条 受託者は、委託業務が完了したときは、次の各号に定める書類を提出し、委託者の審査を受けなければならない。

- (1) 水質測定結果報告書（計量証明書；A4版）
- (2) 委託業務完了届
- (3) 指示書、協議書及び打合せ議事録
- (4) 委託業務写真集
- (5) その他委託業務に関する必要書類

2 前項第1号に規定する水質測定結果報告書は、全ての委託業務が完了した場合のほか、

各事業場の水質測定の完了次第、随時報告するものとする。

(委託業務の完了)

第19条 委託業務は、成果物の検査に合格し、これを委託者に引き渡したときに完了するものとする。ただし、委託業務完了後においても、監理監督に起因する問題が生じた場合には、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

# 流域下水道接続点水質等調査業務仕様書



## 第1章 総 則

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、流域下水道接続点水質等調査業務に適用する。

(目的)

第2条 この業務は、流域下水道へ流入する下水の水質及び水量等の調査を実施し、流域下水道への流入水の状況を把握することを目的とする。

(一般的遵守事項)

第3条 受託者が委託業務を実施するに当たり遵守すべき事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 常に大津市の代行者であることを自覚し、厳正に委託業務を行うこと。
- (2) 関連する法令等を遵守すること。

(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

第4条 大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、報告するものとする。また、受託者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む。）がある場合は、その者に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

(疑義の解決)

第5条 委託業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ解決するものとする。

(定めのない事項)

第6条 本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ処理するものとする。

## 第2章 実施要領

(委託業務の場所)

第7条 委託業務の場所は、別表3「流域下水道接続点水質測定」のとおりとする。

(委託業務の内容)

第8条 受託者は、本仕様書に基づいて、次の各号に定める業務を実施するものとする。

- (1) 調査日については、委託者が指示する期間で雨の影響のない日とする。
- (2) 採水回数については、午前9時30分から正午までに1回、午後1時から午後15

時30分までに1回採水を行い、それぞれを試料として分析を実施するものとする。

- (3) 採水の場所については、別紙水質測定要領第1項により実施するものとする。
- (4) 採水の方法については、別紙水質測定要領第2項により実施するものとする。
- (5) 流量の測定方法については、別紙水質測定要領第3項により実施するものとする。
- (6) 試料の測定方法については、別紙水質測定要領第4項により実施するものとする。
- (7) 測定項目については、別表3「流域下水道接続点水質測定」に指示する項目により実施するものとする。

(主任技術者、技術者及び計量管理者)

第9条 受託者は、主任技術者及び技術者をもって秩序正しい委託業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

- 2 主任技術者は、委託業務の全般にわたり技術監理を行わなければならない。
- 3 受託者は、委託業務の進捗をはかるため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- 4 当該業務に配置する技術者にあつては、受託者と直接雇用関係にある正規雇用労働者であるとともに、直接雇用関係が3か月以上ある者であること。
- 5 環境計量士（濃度）を常勤による雇用形態で1名以上計量管理者として配置し、以下の計量管理を実施できる立場におくこと。

- (1) 計量器の整備
- (2) 計量の正確の保持
- (3) 計量方法の改善
- (4) 適正な計量の実施を確保するために必要な措置

(従業員の健康状態の確認)

第10条 受託者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。

- 2 高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時には、委託者は受託者に対して大津市庁舎への立入りを禁止する等必要な措置を指示することができる。

(提出書類)

第11条 受託者は、委託業務の着手に当たって、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者及び現場責任者届
- (3) 主任技術者及び現場技術者の雇用証明書
- (4) 実施計画書
- (5) 計量士登録証の写し
- (6) 個人情報取扱いの管理及び実施体制を示す書類

2 毎調査日から30日以内に、分析結果（大津市企業局が指定する様式、別紙様式3）及び水質測定結果報告書（計量証明書；A4版）を電子データとして提出すること。

(帳簿類の整理保管)

第12条 受託者は、次の各号に掲げる書類等を備え付け、これを整理保管しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 指示書、協議書及び打合せ議事録
- (3) 監理記録簿（日報及び月報）
- (4) その他委託業務に関する必要書類  
（許可申請）

第13条 受託者は、委託業務に着手する前に、必ず所轄警察署長の道路使用許可を受けなければならない。

（打合せ及び協議）

第14条 打合せ及び協議には、主任技術者が必ず出席しなければならない。日時及び場所については、委託者及び受託者がその都度協議して決定するものとする。なお、業務開始にあたっての打合せには、当該業務に従事する技術者も出席するものとする。

2 打合せは議事録をとり、内容を明確にしてその都度、委託者、受託者両者が確認しなければならない。

（監理記録簿）

第15条 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第8条各号に掲げる事項及びその他重要な事務について、監理記録簿に記入しなければならない。

（変更及び一時中止）

第16条 受託者は、委託業務の内容若しくは委託期間の変更又は委託業務の一時中止の必要が生じたときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、災害等緊急事態が生じたときは、受託者は必要な措置を講ずることができる。

2 前項ただし書の場合においては、受託者はその措置の顛末を速やかに委託者へ報告しなければならない。

（業務の報告）

第17条 受託者は、次の各号に掲げる事態が生じたときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 委託業務が、計画どおり進捗せず、契約の履行が危ぶまれるとき。
- (2) 委託業務の場所において、委託業務に関連して第三者から苦情が生じたとき。
- (3) 委託業務の場所において、災害、事故が発生したとき。

（成果物の提出）

第18条 受託者は、委託業務が完了したときは、次の各号に定める書類を提出し、委託者の審査を受けなければならない。

- (1) 水質測定結果報告書（計量証明書；A4版）
- (2) 委託業務完了届
- (3) 指示書、協議書及び打合せ議事録
- (4) 委託業務写真集
- (5) その他委託業務に関する必要書類

(委託業務の完了)

第19条 委託業務は、成果物の検査に合格し、これを委託者に引き渡したときに完了するものとする。ただし、委託業務完了後においても、監理監督に起因する問題が生じた場合には、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

不当要求  
**不当介入 業務妨害 事案通報書**

滋賀県 警察署長 様

大津市公営企業管理者 様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県	警察署 課	
受託者	所在地	(本社) 電話 ( ) - FAX ( ) -			
		(現場事務所) 電話 ( ) - FAX ( ) -			
	名 称				
	代表者	(現場事務所の代表者)			
	通報者 等	(通報者の職・氏名)		電話 ( ) -	
		(対応者) 所属会社名		電話 ( ) -	
氏 名					
役 職					
不当介入の 行為者	住 所	電話 ( ) - FAX ( ) -			
	所 属				
	役 職				
	氏 名				
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃				
	〔元請・下請〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話 ( ) - FAX ( ) -		
業務件名					
不当介入の 内容・被害 の状況					
警察への 通報の状況	(警察への通報) 有・無				
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署	課	
	(通報日時)		令和 年 月 日 時 分頃		

- 注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課（刑事第二課）あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。
- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず受託者（元請負人）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。



## 別紙様式第1

試料番号		1	2	3
分析項目	単位	基準値	分析値	分析値
事業場名				
採水年月日				
採水時刻				
天候				
気温(℃)				
水温(℃)				
外観				
色				
透視度(cm)				
外観				
水温	℃	45℃未満		
水素イオン濃度		5を超え9未満		
生物学的酸素要求量	mg/L	600未満		
化学的酸素要求量(酸性法)	mg/L	-		
浮遊物質	mg/L	600未満		
n-Hex抽出物質含有量	mg/L	5以下		
動植物油脂類含有量	mg/L	30(20)以下		
大津窒素含有量	mg/L	(40)未満		
湖西南窒素含有量	mg/L	(60)未満		
大津燐含有量	mg/L	(5)未満		
湖西南燐含有量	mg/L	(10)未満		
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L	380未満		
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.01以下		
シアン化合物	mg/L	0.1以下		
有機燐化合物	mg/L	検出されないこと		
鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下		
六価クロム化合物	mg/L	0.05以下		
砒素及びその化合物	mg/L	0.05以下		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下		
トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下		
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下		
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下		
四塩化炭素	mg/L	0.02以下		
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下		
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下		
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下		
チウラム	mg/L	0.06以下		
シマジン	mg/L	0.03以下		
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下		
ベンゼン	mg/L	0.1以下		
セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下		
ほう素及びその化合物	mg/L	10以下		
ふつ素及びその化合物	mg/L	8以下		
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下		
フェノール類	mg/L	5(1)以下		
銅及びその化合物	mg/L	3(1)以下		
亜鉛及びその化合物	mg/L	2(1)以下		
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L	10以下		
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L	10以下		
クロム及びその化合物	mg/L	2(0.1)以下		
沃素消費量	mg/L	220未満		
アンチモン含有量	mg/L	(0.05)以下		
ニッケル含有量(湖南中部処理区のみ)	mg/L	(1)以下		



## 水質検査結果報告

## 1 試料の採取条件等

試料番号	採水条件			
事業場名	天候		外観	
採水年月日	気温(°C)		色	
採水時刻	水温(°C)		透視度(cm)	
流量(m <sup>3</sup> /日)				

## 2 分析結果

分析項目		単位	基準値	分析値	備考
外観					
水温		°C			
水素イオン濃度(pH)			6.0以上8.5以下		
生物化学的 酸素要求量(BOD)	大津処理区	mg/L	15以下		
	湖西及び湖南中部処理区	mg/L	4.8以下		
化学的酸素 要求量(COD)	大津処理区	mg/L	20以下		
	湖西及び湖南中部処理区	mg/L	20以下		
浮遊物質(SS)		mg/L	40以下		
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	mg/L	5以下		
	動植物油脂類含有量	mg/L	20以下		
窒素含有量	大津処理区	mg/L	20以下		
	湖西及び湖南中部処理区	mg/L	10以下		
燐含有量	大津処理区	mg/L	1以下		
	湖西及び湖南中部処理区	mg/L	0.25以下		
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		mg/L	100以下		
1,4-ジオキサン		mg/L	0.5以下		
カドミウム及びその化合物		mg/L	0.01以下		
シアン化合物		mg/L	0.1以下		
有機リン化合物		mg/L	検出されないこと		
鉛及びその化合物		mg/L	0.1以下		
六価クロム化合物		mg/L	0.05以下		
砒素及びその化合物		mg/L	0.05以下		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		mg/L	0.005以下		
アルキル水銀化合物		mg/L	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル		mg/L	0.003以下		
トリクロロエチレン		mg/L	0.1以下		
テトラクロロエチレン		mg/L	0.1以下		
ジクロロメタン		mg/L	0.2以下		
四塩化炭素		mg/L	0.02以下		
1,2-ジクロロエタン		mg/L	0.04以下		
1,1-ジクロロエチレン		mg/L	1以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	0.4以下		
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	3以下		
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	0.06以下		
1,3-ジクロロプロペン		mg/L	0.02以下		
チラウム		mg/L	0.06以下		
シマジン		mg/L	0.03以下		
チオベンカルブ		mg/L	0.2以下		
ベンゼン		mg/L	0.1以下		
セレン及びその化合物		mg/L	0.1以下		
ほう素及びその化合物		mg/L	10以下		
ふっ素及びその化合物		mg/L	8以下		
フェノール類		mg/L	1以下		
銅及びその化合物		mg/L	1以下		
亜鉛及びその化合物		mg/L	1以下		
鉄及びその化合物(溶解性)		mg/L	10以下		
マンガン及びその化合物(溶解性)		mg/L	10以下		
クロム及びその化合物		mg/L	0.1以下		
大腸菌数		CFU/cm <sup>3</sup>	800以下		
アンチモン含有量		mg/L	0.05以下		

( )内の数値は日間平均値を示す。

ノルマルヘキサン抽出物質含有量は、鉱油類と動植物油脂類の分離を行わず、合計値を表示する。



接続箇所番号		1-( 処理分区)		1-( 処理分区)		1-( 処理分区)		1-( 処理分区)	
		AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
採水日	年月日								
採水時間	時分								
流量	m <sup>3</sup> /日								
気温	℃								
分析項目	単位								
外観	—								
水温	℃								
水素イオン濃度(25℃)	—								
生物化学的酸素要求量	mg/L								
化学的酸素要求量	mg/L								
浮遊物質量	mg/L								
ホルマリン抽出物質含有量	mg/L								
窒素含有量	mg/L								
磷含有量	mg/L								
カドミウム及びその化合物	mg/L								
シアン化合物	mg/L								
有機磷化合物	mg/L								
鉛及びその化合物	mg/L								
六価クロム化合物	mg/L								
ヒ素及びその化合物	mg/L								
総水銀	mg/L								
アルキル水銀化合物	mg/L								
ポリ塩化ビフェニル	mg/L								
トリクロロエチレン	mg/L								
テトラクロロエチレン	mg/L								
ジクロロメタン	mg/L								
四塩化炭素	mg/L								
1,2-ジクロロエタン	mg/L								
1,1-ジクロロエチレン	mg/L								
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L								
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L								
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L								
1,3-ジクロロプロペン	mg/L								
チウラム	mg/L								
シマジン	mg/L								
チオベンカルブ	mg/L								
ベンゼン	mg/L								
セレン及びその化合物	mg/L								
ほう素及びその化合物	mg/L								
ふっ素及びその化合物	mg/L								
1,4-ジオキサン	mg/L								
フェノール類	mg/L								
銅及びその化合物	mg/L								
亜鉛及びその化合物	mg/L								
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L								
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L								
クロム及びその化合物	mg/L								
沃素消費量	mg/L								
アンチモン含有量	mg/L								
ニッケル含有量	mg/L								

試験結果欄に未満と表示されている数値は報告下限値を示す。



## 水質測定要領

水質測定に当たっては、下記の事項を遵守し、事前に人員配置など具体的な計画を立てたうえで行わなければならない。

### 1 試料採取の場所

公共下水道使用事業場水質測定業務においては、排出水の水質測定は、別表 1「**公共下水道使用事業場水質測定**」に掲げる事業場の公共下水道への排出口ごとに、その直前で公共下水道からの影響を受けない地点で行うこと。また、排出口で試料採取できないときは、排水口と同じ水質のものが採取できる箇所で行うこと。

排水設備設置義務免除下水水質測定業務においては、免除下水の水質測定は、別表 2「**排水設備設置義務免除下水水質測定**」に掲げる事業場の公共用水域への放流口ごとに、その直前で公共用水域からの影響を受けない地点で行うこと。また、放流口で試料採取できないときは、放流口と同じ水質のものが採取できる箇所で行うこと。

流域下水道接続点水質等調査業務においては、別表 3「**流域下水道接続点水質測定**」の最終端マンホール（大津市設置）で他の下水道の影響が及ばない地点で行うこと。また、最終端マンホールで採水等ができないときは、最終端マンホールでの水質と同等の排水が採水可能な箇所で行うこと。

なお、採水等に際しては交通安全に留意し、必要に応じて交通誘導員を適正に配置すること。

### 2 採取方法

- (1) 試料は測定しようとする排水（又は免除下水）の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取すること。
- (2) 排水口（又は放流口）から落下している排水（又は免除下水）あるいは表面水を試料として採取する場合は、試料容器に直接採取するか、バケツ（ポリエチレン製又はポリプロピレン製）、ガラス製のビーカーなどで採取して試料容器に移すこと。  
なお、バケツやビーカーなどで試料を採取する場合は、現場の排水（又は免除下水）でバケツ、ビーカーなどを洗った後に試料を採取すること。
- (3) 排水量（又は放流量）の少ない事業場の排水（又は免除下水）を採取するときは、管きょ内に適当なせきを設けて、せきを越流する排水（又は免除下水）を採取すること。また、水路で採水するときも同様の方法で採水を行うこと。
- (4) バケツあるいは採水器で採取した試料は、試料容器に静かに満水になるまで流し込んで密栓すること。冬季、試料が凍結するおそれがある場合は満水にせず、約 10 %の空間を残すこと。
- (5) 試料保存のため試薬を加える必要がある試料は、試料添加によって試料が試料容器から溢れ出ないようにすること。

- (6) マンホール内に入り採水を行うときは、酸素欠乏症等の事故が起きないように作業方法や作業環境に十分注意し、関係法令等を遵守し安全性を確保して作業すること。
- (7) 排水設備設置義務免除下水水質測定業務においては、試料汚染を防止するため、他業務と別の採水器及び採水容器を用いて、必ず別日程で実施すること。
- (8) 試料の採取量は、分析項目の数、分析成分の濃度、保存処理方法などの組み合わせによって異なってくるが、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素含有量、リン含有量などの一般分析用として2~3 L、重金属分析用として1 L程度を採取すること。また、ノルマルヘキサン抽出物質含有量分析用は全量を用いて分析するので別に採取すること。
- (9) ノルマルヘキサン抽出物質含有量の試料採取は次の方法による。
- ① 試料容器及び採水器 いずれも使用前にヘキサンで洗っておくこと。
    - 1) 試料容器は共栓広口ガラス瓶（又は共栓広口三角フラスコ）を用いる。
    - 2) 採水器はハイロート採水器又はこれに類する採水器
  - ② 採水方法

試料採取時に試料容器を試料で共洗いしない。また、試料容器の上部に約10%程度の空間が残るように採取し、塩酸を加えてpH値が4以下になるようにして、密栓すること。

    - a. 落下している水の採取：水路、せき、溝、管及び油水分離装置などから落下している場合は、試料を直接試料容器に受ける。
    - b. 通水状態の配管装置などからの採取：配管、装置などが通水状態の場合には、試料採取弁を開き、試料採取配管に滞留している水の約5倍量を約1 L/minの割合で流出させてから、直接試料容器に受ける。
    - c. 深い水路及び水槽などからの採取：水中の油分は、表面に浮遊している例が多いため、表面水を採取すると、油分の偏在する試料を採取することになる。それを避けるために、十分に混合された水を採取するか、深さに対して全層の水を採取するようにする。

ハイロート採水器では、採水器の枠に試料容器を取り付けて、水路（又は水槽）の底部近くにおろし、一定の速度で採水器を引き上げ、水面に達したとき試料容器に約10%の空間が残るように採水する。
  - ③ 試料の取り扱い

採取した試料は、他の容器に移し替えたり、一部を採取してはならない。全量を用いて分析すること。試料の量は、試料を入れた容器の質量から試料容器の質量を差し引いて求めるか、試料を採取したときに試料容器の水面の位置に印を付けておき、分析終了時に印の所まで水を入れてその水の体積を試料の量とする。
- (10) 試料採取時には次の事項を記録する。
- ① 試料の名称、番号
  - ② 採取地点名及び位置
  - ③ 採取年月日、時刻
  - ④ 採取時の天候
  - ⑤ 採取者の氏名

⑥ ①～⑤のほか参考事項として、気温と水温、試料の外観、透視度、におい、概略の pH

(11) 試料の保存

採取した試料を速やかに分析することができない場合は、試料の変質を避けるために下記の措置を講じなければならない。

測定項目	保存条件
水素イオン濃度	保存できない
生物化学的酸素要求量	0～10 °Cの暗所
化学的酸素要求量	0～10 °Cの暗所
浮遊物質	0～10 °Cの暗所
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	HCl (1+1) で pH 4 以下 (メチルオレンジで赤変)
重金属類	HNO <sub>3</sub> で pH 1
溶解性 Fe, Mn	試料採取後にろ紙 5 種 C 又は孔径 1 μm 以下のろ過材でろ過し、はじめの 50 ml は捨てる。 HNO <sub>3</sub> で pH 1
Cr (VI)	0～10 °Cの暗所
As	前処理を必要としないときは HCl (無ヒ素) で pH 1
フェノール	H <sub>3</sub> PO <sub>4</sub> で pH 4、Cu <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> · 5H <sub>2</sub> O を加え 0～10 °Cの暗所
フッ素	規定なし
燐含有量	H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> 又は HNO <sub>3</sub> を加え pH 2
窒素含有量	H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> 又は HCl で pH 2～3、0～10 °Cの暗所 (短日時)
シアン	NaOH (20 %) で pH 12、0～10 °C (残留塩素を含むときはアスコルビン酸で還元したのち NaOH 添加)
有機リン	HCl で弱酸性
有機塩素化合物	0～10 °Cの暗所
沃素消費量	アルカリ性にする

3 流量測定の方法

流量測定は次に掲げるいずれかの方法により実施すること。

- (1) 電気流速計法 (日本工業規格 K0094)
- (2) 浮き子法 (日本工業規格 K0094)

4 試料の測定方法

試料の測定方法は、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(昭和 37 年厚生省、建設省令第 1 号) に規定する方法に基づき実施すること。ただし、同省令に定めていない項目に係る水質試験の方法は、JIS K0102 (工場用水・工場排水試験方法) に定める方法により行うものとする。

注) 次の各号に掲げる項目についての検定は、試料採取後それぞれ当該各号に定める時

間内に着手しなければならない。

- 1) 温 度 即 時
- 2) 生物化学的酸素要求量 9 時間以内

## 5 報告下限値

水質分析の報告下限値は別表 4「水質分析の報告下限値」に示す数値、またはそれ以下の数値とする。

## 水質分析の報告下限値

単位:mg/L

	項目	下限値	備考
1	外観	-	
2	水温	-	
3	水素イオン濃度	-	
4	生物化学的酸素要求量	1	
5	化学的酸素要求量	1	
6	浮遊物質	1	
7	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	0.5	
8	沃素消費量	1	
9	窒素含有量	0.1	
10	燐含有量	0.1	
11	カドミウム及びその化合物	0.001	
12	シアン化合物	0.01	
13	有機燐化合物	0.1	
14	鉛及びその化合物	0.01	
15	六価クロム化合物	0.01	
16	砒素及びその化合物	0.01	
17	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	
18	アルキル水銀化合物	0.0005	
19	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.0005	
20	トリクロロエチレン	0.001	
21	テトラクロロエチレン	0.001	
22	ジクロロメタン	0.002	
23	四塩化炭素	0.002	
24	1,2-ジクロロエタン	0.004	
25	1,1-ジクロロエチレン	0.002	
26	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	
27	1,1,1-トリクロロエタン	0.002	
28	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	
29	1,3-ジクロロプロペン	0.002	
30	チウラム	0.006	
31	シマジン	0.003	
32	チオベンカルブ	0.002	
33	ベンゼン	0.001	
34	セレン及びその化合物	0.01	
35	ほう素及びその化合物	0.1	
36	ふっ素及びその化合物	0.2	
37	フェノール類	0.1	
38	銅及びその化合物	0.1	
39	亜鉛及びその化合物	0.1	
40	鉄及びその化合物 (溶解性)	0.1	
41	マンガン及びその化合物 (溶解性)	0.1	
42	クロム及びその化合物	0.01	
43	アンチモン含有量	0.01	
44	ニッケル含有量	0.1	
45	1,4-ジオキサン	0.005	
46	流量	-	